

○親子カウンセリング実施要綱の制定について（例規通達）

平成 13 年 9 月 11 日

群本例規第 32 号（少）警察本部長

〔沿革〕

平成 14 年 3 月群本例規第 8 号（務）、15 年 2 月第 5 号（少）、20 年 1 月第 3 号（少）改正

少年の非行要因や問題行動の原因を心理学的見地から調査・分析し、その結果を少年の処遇の適正化並びに少年及び保護者に対する適切な指導・助言に反映させ、もって非行防止を図るため、別添のとおり親子カウンセリング実施要綱を制定し、平成 13 年 10 月 1 日から施行することとしたから、その効果的な運用に努められたい。

別添

親子カウンセリング実施要綱

（趣旨）

第 1 この要綱は、親子カウンセリングの実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において、親子カウンセリングとは、少年及びその保護者に対し、心理テスト、面接調査等を行い、少年の特性、非行要因、非行深度等を調査し、及び分析することをいう。

（親子カウンセリング専門員）

第 3 警察本部長（以下「本部長」という。）は、群馬県警察職員のうち、臨床心理士の資格を有する者又は 4 年制以上の大学で心理学若しくは精神医学を修めた者の中から親子カウンセリング専門員（以下「専門員」という。）を指定するものとする。

2 前項の規定による専門員の指定は、親子カウンセリング専門員指定書（別記様式第 1 号）を交付して行うものとする。

3 専門員の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 親子カウンセリングの実施に関すること。
- (2) 親子カウンセリング結果の回答に関すること。
- (3) 心理判定結果の分析及び資料化に関すること。

（親子カウンセリング補助員）

第 4 専門員の補助を行うため、親子カウンセリング補助員を置く。

2 親子カウンセリング補助員は、群馬県警察少年警察補導員及び群馬県警察少年相談専門員とする。

（親子カウンセリングの対象者）

第 5 親子カウンセリングの対象者は、群馬県に居住する少年警察活動に関する訓令（平成 20 年群馬県警察本部訓令甲第 1 号）第 2 条に規定する犯罪少年（身柄を拘束した者を除く。）、触法少年、ぐ犯少年及び不良行為少年のうち、当該少年の行為の内容、行状、

非行・補導歴及び家庭環境から、警察署長（以下「署長」という。）が非行性の深化のおそれがあると認める者（以下「対象少年」という。）及びその保護者とする。

（親子カウンセリングの依頼）

第6 署長は、対象少年を取り扱った場合は、対象少年及びその保護者に親子カウンセリングの必要性、方法、効果等を教示するとともに、その申込みの意思の有無について確認するものとする。

2 署長は、対象少年及びその保護者から親子カウンセリングの申込みがあった場合は、親子カウンセリング申込書（別記様式第2号）を提出させた上、親子カウンセリング依頼書（別記様式第3号）により生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）に依頼するものとする。この場合において、署長は、親子カウンセリングを実施する日時について、少年課長と協議するものとする。

（親子カウンセリングの実施等）

第7 少年課長は、親子カウンセリングの依頼に基づき、当該対象少年及び保護者に対する親子カウンセリングを専門員に実施させるものとする。

2 少年課長は、親子カウンセリングを実施したときは、親子カウンセリング結果通知書（別記様式第4号）により当該親子カウンセリングを依頼した署長にその結果を通知するものとする。

（親子カウンセリング結果の活用等）

第8 署長は、親子カウンセリング結果の通知を受けたときは、次により親子カウンセリング結果の効果的な活用を図り、対象少年の非行防止に努めるものとする。

(1) 対象少年の送致又は通告に当たって、処遇意見に反映させること。

(2) 対象少年に対する継続補導並びに保護者の指導及び助言に反映させること。

2 署長は、親子カウンセリング結果通知書を当該対象少年の関係記録とともに保管するものとする。

別記様式第1号 指定書

別記様式第2号 親子カウンセリング申込書

別記様式第3号 親子カウンセリング依頼書

別記様式第4号 親子カウンセリング結果通知書